



## 厚生労働省栃木労働局 **Press Release**

平成 27 年 5 月 29 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 西本 直哉

担当 五十嵐 理夫

(電話) 028 (634) 9115

(FAX) 028 (632) 6585

報道関係者 各位

### 「夏の生活スタイル変革」の要請を行います。

栃木労働局長（局長 堀江雅和）は、平成 27 年 1 月 20 日に局長を本部長として「栃木労働局 働き方改革推進本部」（以下、推進本部という。）を設置（※1）したところです。

推進本部は、「夏の生活スタイル変革」（※2）について、栃木労働局長（推進本部長）、労働基準部長（副本部長）による要請を、栃木県経営者協会や栃木連合など栃木県内の労使 12 団体に対し実施します。（別紙参照）

なお、併せて、「交通労働災害防止」の取組みについても、要請を実施します。

取材を希望される方は、以下の連絡先に事前に必ずご連絡ください。

要請先団体へ直接連絡はご迷惑となりますので、ご遠慮願います。

連絡先 栃木労働局監督課 028 (634) 9115 担当：五十嵐・大貫

（※1）栃木労働局「働き方改革」推進の取組について

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/sonota/20150508.html](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/sonota/20150508.html)

（※2）明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

